

運賃改定に伴う金額式IC定期券の取り扱いについて

現在、ご利用いただいている金額式IC定期券は利用区間の乗車を保証するものではなく、設定された運賃範囲内の区間がご利用いただける定期券となっております。つきましては、3月23日実施の運賃改定により、ご利用の区間運賃が改定された場合には、下記のとおり取扱いさせていただきますので、ご面倒をおかけしますが、ご対応いただけますようお願いいたします。

(1) 改定日をまたぐ定期券をそのままご利用していただく場合

運賃改定日以降、引き続き定期券は有効満了日までご利用いただけますが、運賃改定に伴い区間運賃が改定された場合、現行と同じ区間のご利用でも、新運賃との差額運賃が必要になり、差額運賃は自動的にチャージ残額から精算されます。

(お客様のご利用頻度によっては有効満了日まで差額分をお支払いいただく方が、お安くご利用いただける場合もございます。)

※各種手帳等による割引定期券をお持ちのお客様で、運賃改定前の設定金額のままご利用される場合は、差額分を割引処理しますので、読み取り部にタッチする前に乗務員へ手帳をご提示ください。

(手帳のご提示が無い場合、差額分は割引になりません)

料金改定後も170円区間の金額式IC定期券をご使用の場合

旧運賃 170円

新運賃 190円



改定後 - 旧運賃 = 20円を
190円 170円 自動引去

チャージ残高より自動で引去り

(2) 定期券を「買いなおし」していただく場合・「払戻しのみ行う」場合

2024年3月22日以前に定期券をご購入いただき、運賃改定日以降まで有効な定期券をお持ちのお客さまには、定期券発売窓口におきまして、特例的に定期券を**2024年3月16日から4月30日**までの期間で、日割り計算・無手数料にて払戻しさせていただいた後、新規で買いなおしていただけます。なお、買いなおしだけでなく、払戻しのみを行う場合も、日割り計算・無手数料にて払戻しいたします。(払戻しの際は、ご本人であることを確認できる公的証明書(運転免許証等)をご用意ください。)

※ 買いなおし後の定期券の開始日は買いなおし当日以降となります。なお、日付を遡っての発売はできませんので、ご了承ください。

※ 買いなおしの際は、新規購入となり、継続購入にはなりません。

(3) モバイルPASMO定期券について

モバイルPASMO定期券につきましても、有効期限内であれば運賃改定後も継続して使用できますが、区間運賃が改定された場合、差額が自動的にチャージ金額より引き去られてしまいますのでご注意ください。また、上記同様に**2024年3月15日から4月30日**までの期間については、定期券が日割り計算・無手数料で払い戻しとなる「特例的な払戻しおよび買いなおし」に対応させていただきますので、通常の払い戻し手順ではなく、「モバイルPASMOサポートページ」の「バス金額式定期券発売事業者の運賃改定に伴う特殊な取扱いについて」をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

【日割り計算・無手数料払戻し計算式】

$$\text{払戻金額} = \text{定期券発売額} \times \frac{\text{払戻日からの残日数(※)}}{\text{定期券の期間日数}}$$

(※) 通常の定期券の払戻し計算とは異なり、払戻日からの残日数は、払戻し当日を含めます。

また、計算上の端数は10円単位に四捨五入となります。

※PASMO・モバイルPASMOは株式会社パスモの登録商標です。